

令和 7 年度

床潭港西防波堤灯台

改良改修工事

仕様書

第一管区海上保安本部交通部整備課

床潭港西防波堤灯台改良改修工事 仕様書

第一章 工事概要

1. 工事名称 床潭港西防波堤灯台改良改修工事
2. 施工場所 厚岸郡厚岸町（床潭港西防波堤外端）
3. 工事期間 契約の日から令和 8年 7月31日まで
4. 工事概要
 - 1) 外壁改修工事
 - 2) 防水改修工事
 - 3) 金物その他工事
 - 4) 機器交換工事
5. 管理事務所 釧路海上保安部 交通課
住所 〒085-0022 北海道釧路市南浜町5-9
電話 0154-21-5575
6. 発注元 第一管区海上保安本部 交通部整備課
住所：〒047-8560 北海道小樽市港町5-2
電話：0134-27-0118 (内線2654)

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。

5. 現場の納まりなど

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

6. 諸届

- (1) 港則法適用海域において海上工事を施工する場合、「工事許可申請書」を管轄する海上保安部署へ提出し許可を受ける。
- (2) 本工事において、交通船を使用する場合は、海上運送法の適用がなされた船舶、または、「自己の用に供する運送」として海上運送法の適用を要しない船舶とする。
- (3) この他に工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への手続は速やかに実施する。

7. 現場代理人及び主任技術者

- (1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
- (2) 現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。

8. 工事現場の安全衛生管理

- (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従いこれを行う。
- (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。

9. 災害及び公害の防止

- (1) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
 - (a) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - (b) 公害の防止に努める。
 - (c) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
 - (d) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。

- (e) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
- (2) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。
- (3) 安全対策

第一管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービス等を活用し、
津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。

(ホームページアドレス)

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



10. 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合及び発生する恐れのある場合は、速やかに適切な処置を取り、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。

また、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。

12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

13. 施工計画書

着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。

14. 施工図、現寸図、見本その他

施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。

15. 職方への指示

前項「12. 13. 14.」により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材 料

- (1) 材料は、新品とし、後項「18.」により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。
- (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。
- (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又はJIS の規格証明書の添付されたものとする。
- (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。

17. 材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に「27.」の工事報告で報告する。

ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材料の検査

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

19. 材料検査に伴う試験

- (1) 試験は、下記の場合に行う。
 - (a) 設計図書に定められた場合。
 - (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。
- (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受ける。
- (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施工

施工は、設計図書及び前項「12. 13. 14.」による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。

21. 技能士

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。

ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施工の立会い

監督職員の立会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。
- (3) 監督職員等の工事発注者側が現場に立会うため交通船を必要とするときは、前項「6. (2)」に該当する船舶を使用する。
- (4) 現場立会い等に必要な準備、資機材、労務等は受注者が提供し、その費用を負担する。

24. 施工検査に伴う試験

- (1) 試験は、下記の場合に行う。

- (a) 設計図書に定められた場合。
 - (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 供試体の作製及び試験所等は、前項「19.」による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「營繕工事写真撮影要領」（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による。
- (2) 工事写真の撮影用具は、原則としてデジタルカメラとする。なお、使用するカメラ仕様は前項による。
- (3) 工事工程写真及び完成写真は、原則として、各1部ずつ監督職員に提出する。

29. 竣工検査

- (1) 現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。
- (2) 検査職員、同立会者等の工事発注者側関係者が現場に立会うため交通船を必要とするときは、前項「6. (2)」に該当する船舶を使用する。
- (3) 検査に必要な準備、資機材、労務等は、受注者が提供しその費用を負担する。

30. 官給品等

- (1) 本工事において、官給品がある場合、現場代理人または主任技術者は次の処置を取る。
 - (a) 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を提出する。
 - (b) 官給品の保管場所・方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置を取る。
 - (c) 官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を提出して確認を受け、引渡を行う。
- (2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
 - (a) 撤去品の保管場所・方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置を取る。
 - (b) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を提出する。

31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守する。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記による。

- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」
- ・「港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局監修）」

1節 仮設工事

1. 足場その他

足場、桟橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造とする。

2. 養生シート

工事期間中は、足場周囲を養生シート等で囲う。

3. 工事用電源

工事期間中の工事用の電源は、供給用の発電機（外置防音型）での対応を基本とする。

4. 清掃後片付け

工事中及び完成後は、施設内外の清掃を行う。

5. 機器・配線等の仮設

必要に応じて、機器・配線等の仮移設や養生を行い、終了後現状に復旧する。

2節 撤去工事

1. 外壁モザイクタイル撤去

既存の外壁モザイクタイルは下地モルタルを含め全面的に撤去する。

撤去に際し、コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう注意する。

2. 踊場及び屋根防水撤去

既存の踊場及び屋根防水は下地モルタルを含め全面的に撤去する。

撤去に際し、コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう注意する。

3. 基礎コンクリート劣化部撤去

基礎コンクリートの劣化した脆弱部を撤去する。

4. 建設廃材等の処理

本工事で発生する建設廃材等は、産業廃棄物処理法等の関係法令に従い適切に運搬及び処分を行う。

3節 外壁改修工事

1. 下地樹脂モルタル塗

樹脂モルタルはエポキシ樹脂系とし使用材料・工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

塗厚は図示のとおりとし、厚さ指定のないものは15mmとする。

施工に先立ち、コンクリート躯体表面の水洗い洗浄を行う。

コンクリート欠損箇所補修は、既設鉄筋の防錆処理を行い、樹脂モルタル(厚塗用)により補修する。

2. モザイクタイル張

モザイクタイルは、赤色(海保指定色)としJIS A5209に適合する陶磁器質タイル(施釉)を使用し、見本、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

出隅等の角部はコーナータイルを使用する。

タイル張り工法は、改良圧着張りとし、タイル張付モルタルは、白セメントを使用する。

赤色の場合、目地着色のため、顔料を使用する。

・モザイクタイル(コーナータイル含む) 指定色:赤(マンセル値7.5R4/14)

・顔料 マイン赤(バイエル)(ヤブ原)または同等品とし、使用量は重量比5%とする。

4節 防水改修工事

1. 防水下地樹脂モルタル塗

前節1項による。

2. 塗膜防水

塗膜防水はX-2(防滑仕上げ)相当とし、使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

下地処理に当たっては、ケレン・清掃・ひび割れ補修を行い、ディスクサンダー研磨・ポリマーセメントペースト等で平滑に仕上げる。

3. シーリング

変成シリコーン系MS-2を標準とし、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

5節 基礎部コンクリート補修工事

1. 樹脂モルタル塗

樹脂モルタルはエポキシ樹脂系とし使用材料・工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

塗厚は図示のとおりとし、厚さ指定のないものは10mmとする。

コンクリート欠損箇所補修については、樹脂モルタル(厚塗用)により整形補修する。

6節 その他

1. 記念額交換

図示のとおり、記念額を製作のうえ交換する。

撤去した、旧名称の記念額は管制器室内に取付ける。

2. アルミ防水扉パッキン交換

図示防水扉のゴムパッキンを交換する。

パッキンは、ネオプレーンゴム製とする。

3. アルミ掛梯子交換

アルミ掛梯子を交換する。

アルミ掛梯子は以下製品、または同等品とおりとする。

・セナーアンドバーンズ社製 アルミ掛梯子 二つ折 L=3,060mm 1個

4. 電気工事

1) LED灯器一時移設

施工に伴い、LED灯器及び付属灯器台等を足場上等に一時移設する。

移設にあたっては、灯火高さを既存に合わせる。

2) 太陽電池配電盤交換

太陽電池配電盤を交換する。

配電盤は以下製品または同等品とする。

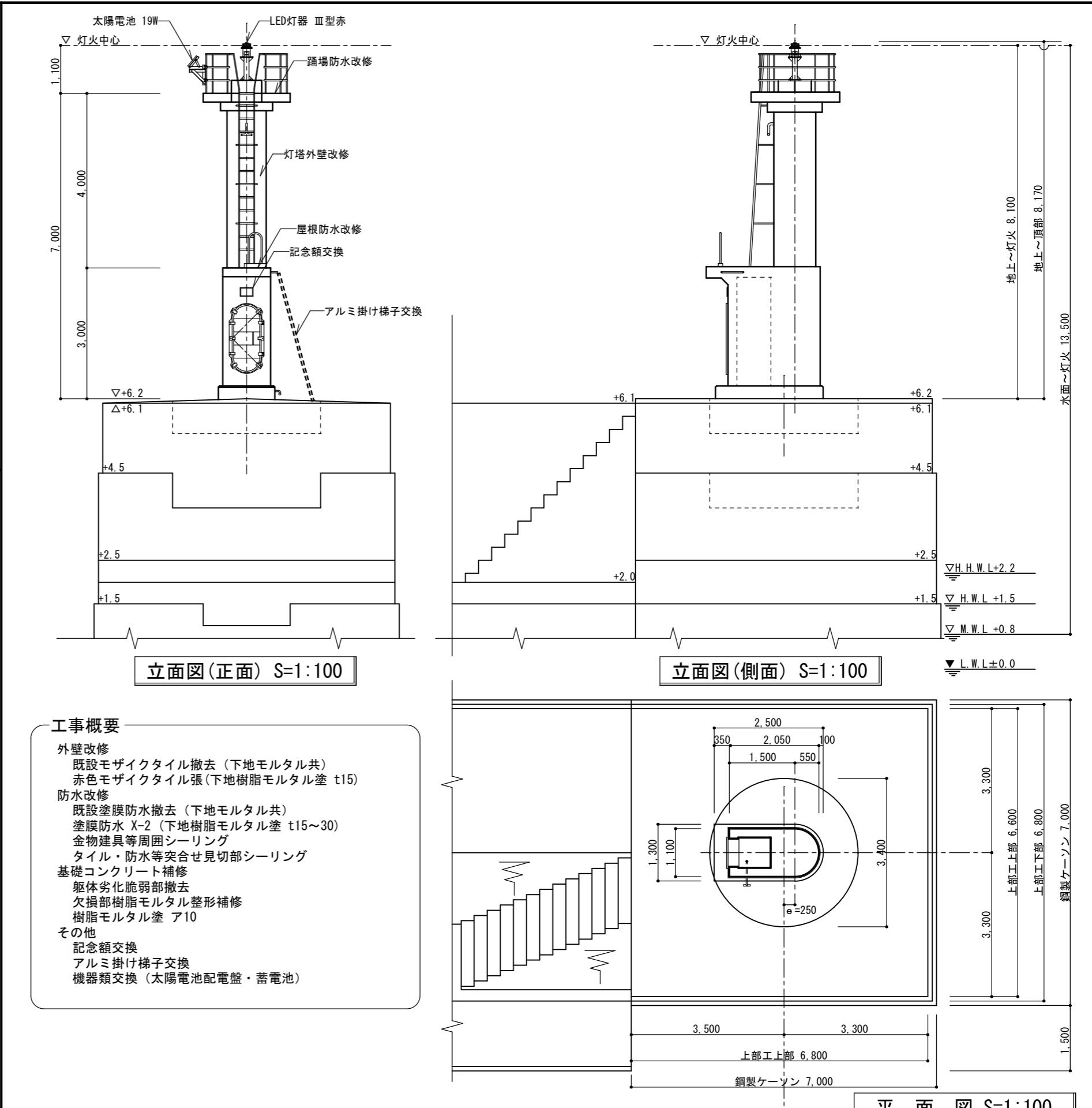
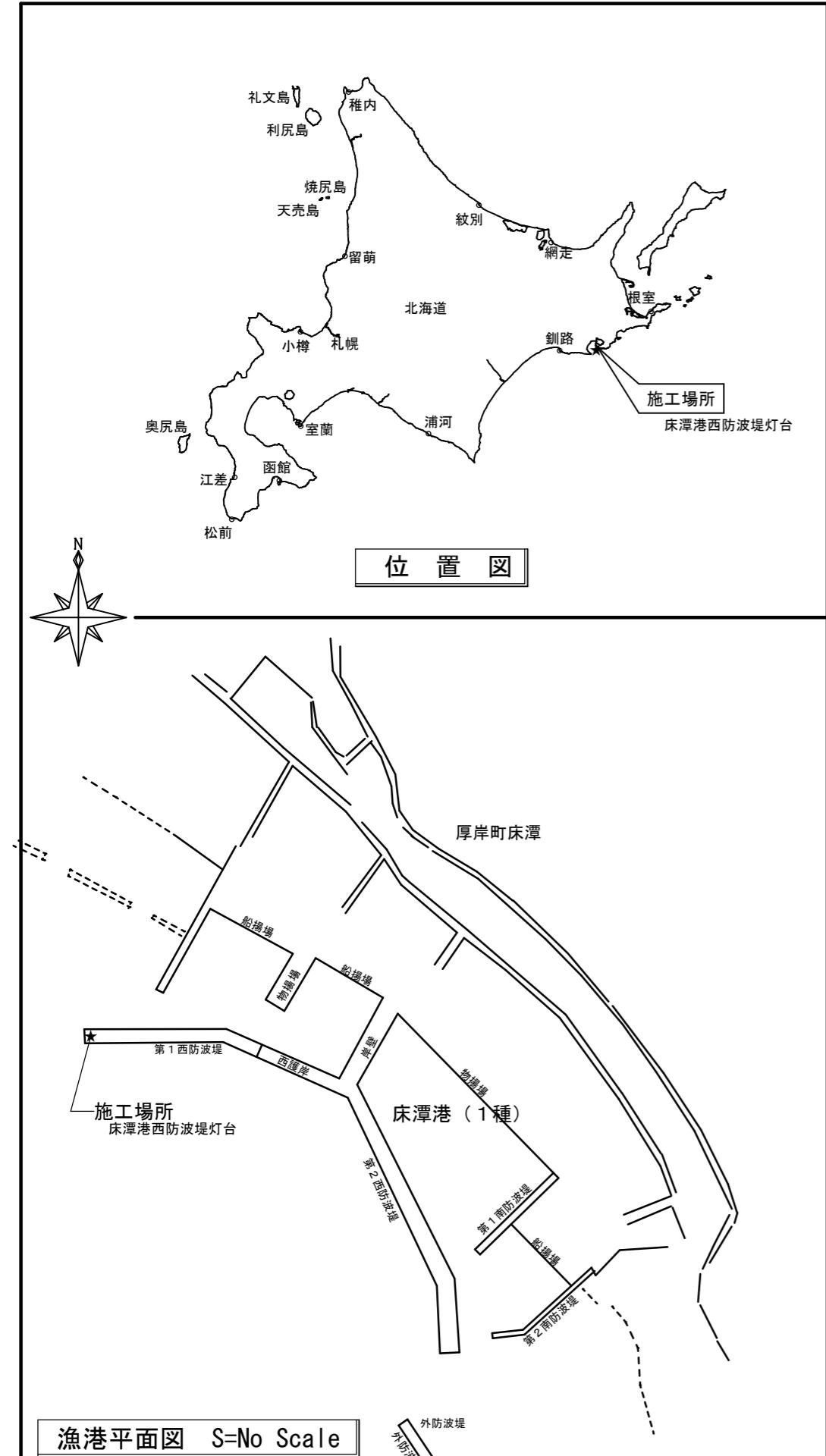
・日本光機工業製 太陽電池配電盤 12V-19W用(消費電力10W以下) 1個

3) 蓄電池交換

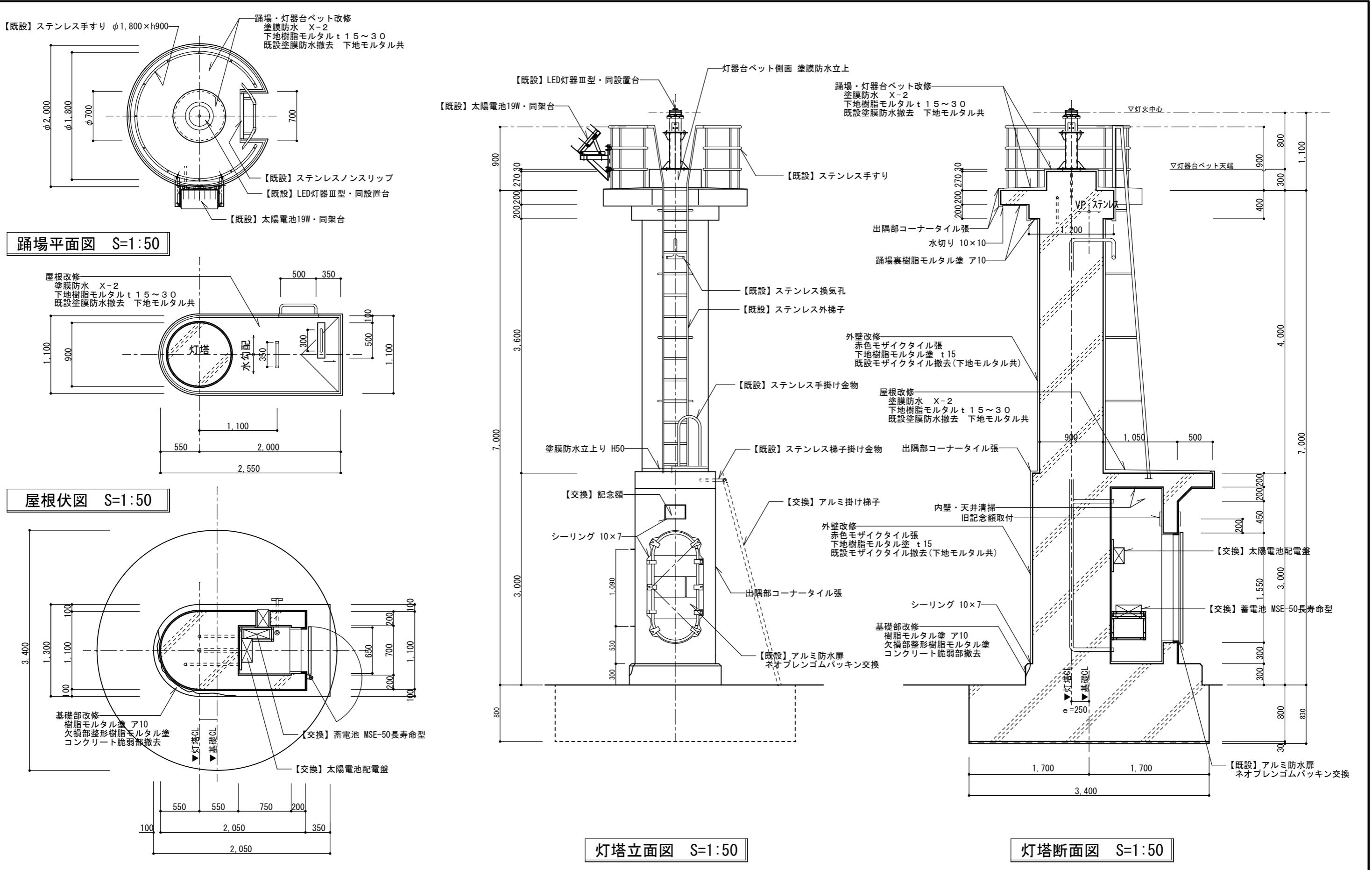
蓄電池を交換する。

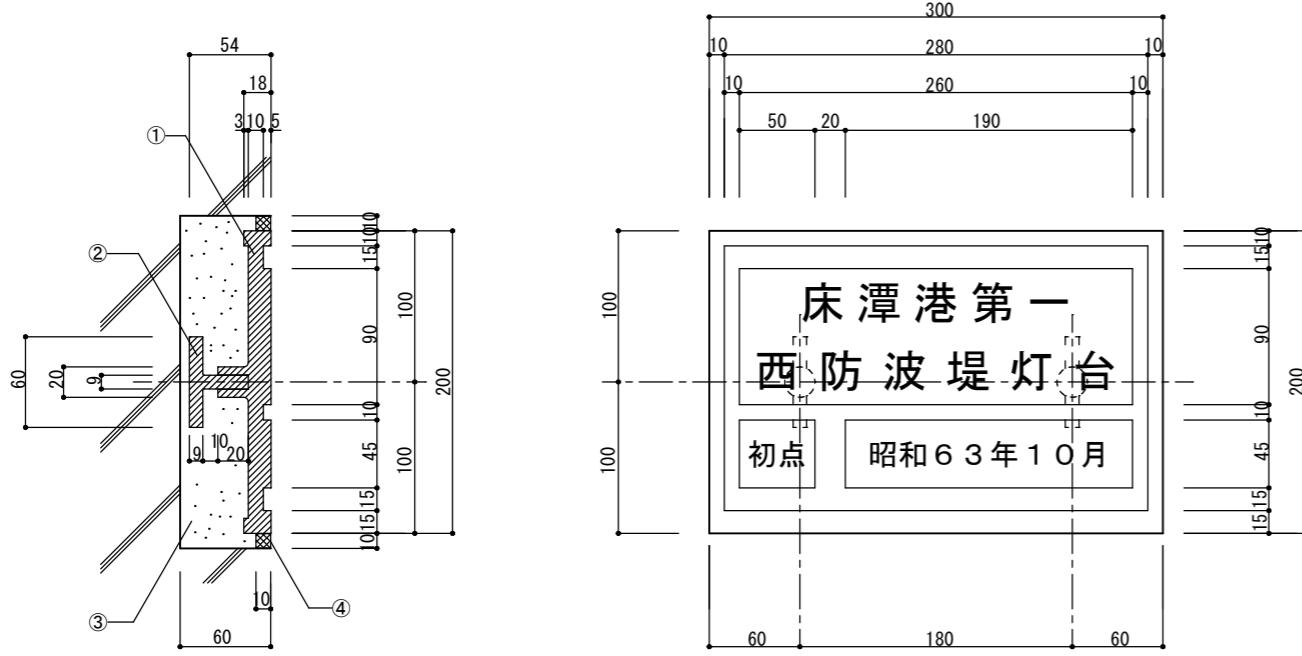
蓄電池は以下製品とする。

・制御弁式据置鉛蓄電池 MSE-50-12(長寿命型) 1個



令和7年度	工事名称	図名	縮尺	図示	設計	葉数	番号
	床潭港西防波堤灯台改良改修工事	位置図・港湾平面図・平面図・立面図	図原図: A3	第一管区海上保安本部 交通部整備課		3	1





番号	品名	規格	数量	備考
①	記念額本体	青銅鋳物 (B C 3)	5.7kg	
②	取付金具	S S 9 ϕ	2組	
③	モルタル			
④	シーリング	色調：赤色系		本体周囲に充填する

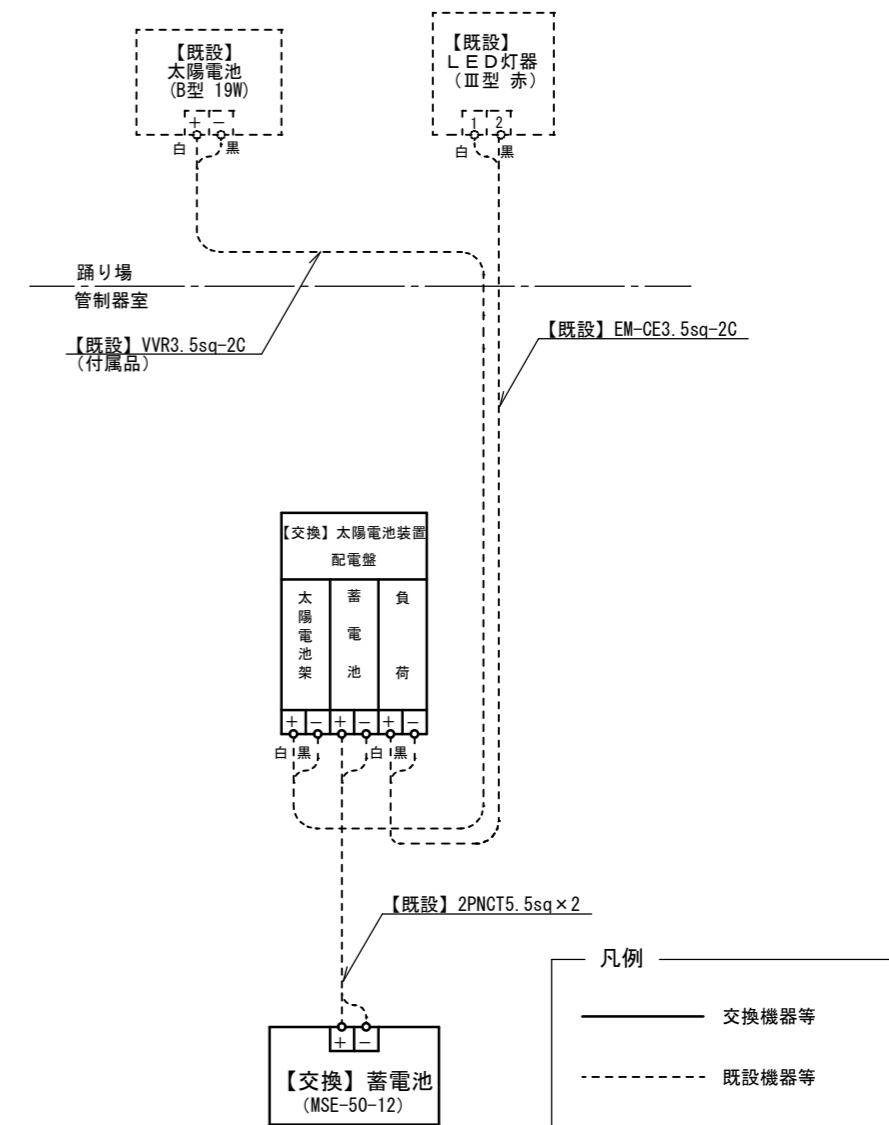
※1 文字は別途指示。

※2 表面枠及び文字は研磨し、クリアラッカー塗装仕上とする。

※3 研磨以外の部分（表面）は、エナメル塗装（黒色）仕上とする。

※4 撤去した旧記念額は、室内の指示する位置に取り付ける。

記念額詳細図 S=1:5



機器配線系統図

一、注意事項

※接續順序：蓄電池→太陽電池架→LED燈器（負荷）

※取外順序：LED灯器（負荷）→太陽電池架→蓄電池

※太陽電池架を接続する際はモジュール面をブルーシート等で覆い、発電のないことを確認したうえで接続する。